

第三章 財團法人大阪支所の運営  
第廿二條 本規約ハ施行ノ日より效力ヲ發生ス  
第廿四條 本規約ハ大會ニ於テ黒費完納支部投票制ニ依ルニ非ラズ  
レバ變更スルコトヲ得メ

第廿五條 本規約ニ基ク施行細則別表ハ執行委員會之ヲ定ム  
一、執行委員選出比率  
以上

### 行委員會ニ報告スルコトヲ要ス

#### 第五章 統制

第廿二條 統制ニ關シテハ無則第八章ノ規定ヲ準用ス

#### 補足

第廿三條 本規約ハ施行ノ日より效力ヲ發生ス

第廿四條 本規約ハ大會ニ於テ黒費完納支部投票制ニ依ルニ非ラズ  
レバ變更スルコトヲ得メ

第廿五條 本規約ニ基ク施行細則別表ハ執行委員會之ヲ定ム  
一、執行委員選出比率  
以上